

<医療情報取得加算>

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

<明細書発行体制加算>

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

<一般名処方加算>

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

<先発医薬品の選定療養>

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）で、後発医薬品への変更をご希望されない場合、患者様に自己負担が発生する場合があります。

<コンタクトレンズ検査料1に関する掲示>

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療にかかる費用は下記のとおりです。

初診料	291 点
再診料	75 点
再診料明細書発行体制等加算	1 点
コンタクト検査料 1	200 点

※診療内容等により異なった診療費用を算定する場合があります。

※当院で過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合は再診料を算定します。

<電子処方箋加算>

- ・電子処方箋を発行する体制を有しています